

名称		菖蒲田浜地区計画
面積		約 4.1 ha
地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区
	地区の面積	約3.7ha
地区整備計画する事項	建築物等に 建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) (5) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) 五 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの 六 診療所 七 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設 (ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設 (ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設 (ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設 (ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設 八 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの 九 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの (1) 農作業舎 (2) 育種苗施設 (3) 野菜及び果実集荷施設 (4) 米麦乾燥調製施設 (5) 魚類蓄養施設 (6) 漁獲物水揚荷さばき施設 (7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物

地区の 区分	地区の名称	居 住 系 地 区
	地区の面積	約3.7ha
地区 整備 計画 に 関 する 事 項	建築物等 の用途の制限	十一から九に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。 (1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が300㎡を超えるもの (2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの 十一 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。 (少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。) 十二 一から十一までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの
	建築物の容積率 の最高限度	100%
	建築物の建ぺい 率の最高限度	60% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)
	建築物等の高さの 最高限度	10mを超えないもの

名称		花洲浜地区計画	
面積		約 9.8 ha	
地区の 区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約4.5ha	約5.3ha
地区 整備 計画 する 事項	建築物 等 に 関 する 事項	建築物等の用途の制限	
		次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (5) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 五 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの 六 診療所 七 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設 (ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 二 ホテル又は旅館で床面積の合計が3,000㎡以内のもの(ただし、七ヶ浜町災害危険区域に関する条例に基づく「災害危険区域における建築の基準等」に適合したものに限り。) 三 診療所 (ただし、患者を入院させるための施設を有するものについては、七ヶ浜町災害危険区域に関する条例に基づく「災害危険区域における建築の基準等」に適合したものに限り。) 四 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設 (ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設

地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約4.5ha	約5.3ha
建築物等 地区整備 に関する 事項	建築物等の用途の制限	<p>(ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>(ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設</p> <p>(ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>(ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>八 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの</p> <p>九 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>十一から九に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が300㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>十一 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十二 一から十一までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>	<p>(ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>(ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>五 倉庫業を営む倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>六 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>七 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>八 一から七に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>九 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十一から九までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>
	建築物の容積率の最高限度	100%	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)	70% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)
	建築物等の高さの最高限度	10mを超えないもの	同左

名称		代々崎浜A地区計画	
面積		約 4.7 ha	
地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約3.7ha	約1.0ha
建築物等に 関係する 事項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (5) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 五 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの 六 診療所 七 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 二 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの(ただし、七ヶ浜町災害危険区域に関する条例に基づく「災害危険区域における建築の基準等」に適合したものに限り。) 三 診療所 (ただし、患者を入院させるための施設を有するものについては、七ヶ浜町災害危険区域に関する条例に基づく「災害危険区域における建築の基準等」に適合したものに限り。) 四 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設 (ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設

地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約3.7ha	約1.0ha
建築物等 地区整備 に関する 事項	建築物等の用途の制限	<p>(ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>(ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設</p> <p>(ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>(ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>八 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの</p> <p>九 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>十一から九に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が300㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>十一 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十二 一から十一までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>	<p>(ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>(ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>五 倉庫業を営む倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以内のもの</p> <p>六 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>七 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が2,500㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>八 一から七に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が1,500㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>九 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十一から九までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>
	建築物の容積率の最高限度	100%	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)	70% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)
	建築物等の高さの最高限度	10mを超えないもの	同左

名称		代々崎浜B地区計画	
面積		約 8.0 ha	
地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約6.0ha	約0.3ha
建築物等に 関係する 事項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (5) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 五 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの 六 診療所 七 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 一 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものでその出力の合計が0.75kW以下のものに限り。) 二 ホテル又は旅館で床面積の合計が1,500㎡以内のもの 三 診療所 四 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上屋 (5) 次のイからへまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの (イ) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設 (ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設 (ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設 (ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設 (ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設

地区の区分	地区の名称	居 住 系 地 区	業 務 系 地 区
	地区の面積	約6.0ha	約0.3ha
地区整備計画する事項	建築物等に 建築物等の用途の制限	<p>(ロ) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>(ハ) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設</p> <p>(ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(ホ) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設</p> <p>(ヘ) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設</p> <p>八 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの</p> <p>九 農業、林業、又は漁業の用に供するもので次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>十一から九に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が300㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>十二 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十三 一から十一までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>	<p>五 倉庫業を営む倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>六 自動車等の修理工場又は、建築資材等を加工するためのもので、その用途に供する作業場の床面積の合計が300㎡以内のもの</p> <p>七 農業、林業、又は漁業の用に供する建築物で次のいずれかに該当する建築物で、作業場の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(1) 農作業舎</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 野菜及び果実集荷施設</p> <p>(4) 米麦乾燥調製施設</p> <p>(5) 魚類蓄養施設</p> <p>(6) 漁獲物水揚荷さばき施設</p> <p>(7) 農産物等の処理、貯蔵又は加工するための施設で当該施設の用途が水産食料品製造業の用に供する建築物</p> <p>八 一から七に掲げる建築物に付属するもの、ただし次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が1,500㎡を超えるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>九 危険物の貯蔵又は処理に係る建築物は地下貯蔵構造により、貯蔵されるものに限る。(少量危険物石油類の内、危険物の規制に関する政令別表三に掲げる量未満のものを除く。)</p> <p>十一から九までに掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めたもの</p>
	建築物の容積率の最高限度	100%	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)	70% (知事が指定する角地等の敷地についてはこの限りでない。)
	建築物等の高さの最高限度	10mを超えないもの	同左